

平成 15 年度における届出対象外排出量の推計方法の改善点等の整理

化学物質排出把握管理促進法第 9 条に基づき、届出対象外の排出量について推計していますが、平成 15 年度は、排出源区分のうち、対象業種の事業者のすそ切り以下、農薬、殺虫剤、医薬品、洗浄剤・化粧品等、自動車、二輪車、特殊自動車、船舶の各区分について、推計方法の見直しを行いました。

なお、現時点では、多くの排出源区分で推計方法を改善している段階であり、推計方法が安定するまでの間は、年度ごとの推計結果を単純に比較することはできないことに留意する必要があります。

届出対象外排出量の推計方法の推移

		第 1 回 公表	第 2 回 公表	第 3 回 公表	第 3 回公 表の推計 方法見直 し
1	対象業種の事業者のすそ切り以下				有
2	農薬				有
3	殺虫剤	家庭用殺虫剤			
		防疫用殺虫剤			
		不快害虫用殺虫剤			
		シロアリ防除剤			追加
4	接着剤				
5	塗料				
6	漁網防汚剤				
7	医薬品	エチレンオキシド			
		ホルムアルデヒド			有
8	洗浄剤・化粧品等	界面活性剤			有
		中和剤			
9	防虫剤・消臭剤				
10	汎用エンジン				
11	たばこの煙				
12	自動車	ホットスタート			有
		コールドスタート時の増分			有
		サブエンジン式機器			有
		燃料蒸発ガス			追加

13	二輪車	ホットスタート				有
		コールドスタート時の増分				有
		燃料蒸発ガス				追加
14	特殊自動車	建設機械				有
		農業機械				有
		産業機械				有
15	船舶	貨物船・旅客船等				
		漁船				
		プレジャーボート				追加
16	鉄道車両	エンジン				
		ブレーキ等の摩耗				
17	航空機	エンジン				
		補助動力装置				
18	水道					
19	オゾン層破壊物質					
20	ダイオキシン類					
21	低含有率物質					

推計方法の変更点一覧

排出源		変更点	第2回公表 (平成14年度排出量)	第3回公表 (平成15年度排出量)
1	対象業種の事業者のすそ切り以下	パラメータの集計範囲の変更	第1分類と第2分類の事業所数を分けて推計	第1～第2分類をまとめて推計
		事業所当たりの取扱いデータの取扱い	「PRTR 対象物質の取扱い等に関する調査」の至近年度の結果を採用	同調査の至近2年度分の平均取扱量の平均値を採用
		排出源別排出量推計方法	採用せず	主要な排出源が把握可能な対象化学物質の出荷量等を用いて算出する方法も併用する
2	農薬	銅水溶性塩に係る推計対象範囲の変更	硫酸銅や銅水和剤など、有効成分として銅水溶性塩を含む農薬種類をすべて推計対象とした。	銅水溶性塩を有効成分として含む農薬種類のうち、使用段階で「水溶性」の条件を満たしていないものを()を推計対象から除外する。 第2回公表で対象とした農薬種類の37種類が除外される。
3	殺虫剤	推計対象とする薬剤の種類	以下の3種類を推計対象とした。 家庭用殺虫剤 防疫用殺虫剤 不快害虫用殺虫剤	左記の3種類に「シロアリ防除剤」を加えた4種類を推計対象とする。
4	医薬品	ホルムアルデヒドの全国出荷量データ	メタノール・ホルマリン協会が「医薬品類」として集計している全国出荷量 「医薬品類」の全量を「医薬品」と仮定	「薬事工業生産動態統計年報(厚生労働省)」に掲載されている日本薬局方の医薬品としての全国出荷量
5	洗浄剤・化粧品等	推計対象とする界面活性剤の需要分野	以下の4種類の分野を推計対象とした。 化粧品 身体用洗浄剤 洗濯・台所・住宅用等洗浄剤 業務用洗浄剤	左記の4種類に「肥料」を加えた5種類の需要分野を推計対象とする。

6	自動車	推計対象とする排出源の範囲	以下の3種類の排出源を推計対象とした。 ホットスタート コールドスタート時の増分 サブエンジン式機器	左記の3種類に「燃料蒸発ガス」を加えた4種類の排出源を推計対象とする。				
		「ホットスタート」及び「コールドスタート時の増分」に係る対象化学物質別の排出係数	環境省の実測データと欧州のデータを併用して燃料種別に対 THC 比率として設定 ホットスタートのディーゼル車のみ「乗用・小型貨物」と「バス・普通貨物・特種」に分けて設定	環境省及び東京都の実測データを併用して燃料種別・車種別・年式別に対 THC 比率として設定				
7	二輪車	推計対象とする排出源の範囲	以下の2種類の排出源を推計対象とした。 ホットスタート コールドスタート時の増分	左記の2種類に「燃料蒸発ガス」を加えた3種類の排出源を推計対象とする。				
8	特殊自動車	対象化学物質の排出係数	以下の4区分ごとに、それぞれ「触媒なしのガソリン乗用車」等と同じと仮定し、環境省の実測データ及び欧州のデータに基づいて対 THC 比率を設定した。 ガソリン車(規制未対応車) ガソリン車(規制対応車) ディーゼル車(定格出力70kW未満) ディーゼル車(定格出力70kW以上)	以下のとおり設定する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">ガソリン車</td> <td>「自動車」の対 THC 比率の変更に連動して変更する。</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル車</td> <td>ディーゼル特殊自動車を対象に環境省が実測したデータに基づき、「ディーゼル車」として一律の対 THC 比率を設定する。</td> </tr> </table>	ガソリン車	「自動車」の対 THC 比率の変更に連動して変更する。	ディーゼル車	ディーゼル特殊自動車を対象に環境省が実測したデータに基づき、「ディーゼル車」として一律の対 THC 比率を設定する。
ガソリン車	「自動車」の対 THC 比率の変更に連動して変更する。							
ディーゼル車	ディーゼル特殊自動車を対象に環境省が実測したデータに基づき、「ディーゼル車」として一律の対 THC 比率を設定する。							
9	船舶	推計対象とする船舶種類	以下の2種類を推計対象とした。 貨物船・旅客船等 漁船	左記の2種類に「プレジャーボート」を追加した3種類を推計対象とする。				